

主 文

1(1) 1 審原告甲 1 及び 1 審原告甲 2 の控訴に基づき、原判決主文第 1 項及び第 6 項の同 1 審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

5 (2) 1 審被告 A 1, 1 審被告 A 2, 1 審被告 B 1, 1 審被告 C 1 及び 1 審被告 D は, 1 審原告甲 1 及び 1 審原告甲 2 に対し, 連帯して, それぞれ 1 8 6 7 万 5 4 7 8 円及び内 4 2 0 万円に対する平成 2 4 年 4 月 2 3 日から各支払済みまで, 内 1 4 4 7 万 5 4 7 8 円に対する平成 2 5 年 6 月 1 4 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

10 (3) 1 審原告甲 1 及び 1 審原告甲 2 の 1 審被告 A 1, 1 審被告 A 2, 1 審被告 B 1, 1 審被告 C 1 及び 1 審被告 D に対するその余の請求並びに 1 審被告 B 2, 1 審被告 B 3, 1 審被告 C 2, 1 審被告 C 3, 1 審被告 E 1 及び 1 審被告 E 2 に対する請求を, いずれも棄却する。

2(1) 1 審原告乙 1 及び 1 審原告乙 2 の控訴に基づき、原判決主文第 3 項及び第 6 項の同 1 審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

15 (2) 1 審被告 A 1, 1 審被告 A 2, 1 審被告 B 1, 1 審被告 C 1 及び 1 審被告 D は, 1 審原告乙 1 及び 1 審原告乙 2 に対し, 連帯して, それぞれ 1 8 8 5 万 2 3 8 2 円及び内 3 7 0 万円に対する平成 2 4 年 4 月 2 3 日から各支払済みまで, 内 1 5 1 5 万 2 3 8 2 円に対する平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

20 (3) 1 審原告乙 1 及び 1 審原告乙 2 の 1 審被告 A 1, 1 審被告 A 2, 1 審被告 B 1, 1 審被告 C 1 及び 1 審被告 D に対するその余の請求並びに 1 審被告 B 2, 1 審被告 B 3, 1 審被告 C 2, 1 審被告 C 3, 1 審被告 E 1 及び 1 審被告 E 2 に対する請求を, いずれも棄却する。

25 3 その余の 1 審第 1 事件原告ら, その余の 1 審第 2 事件原告ら, 1 審被告 C 1 及び 1 審被告 D の本件各控訴をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は, これを 3 分し, その 1 を 1 審第 1 事件原告らの負担とし, そ

の1を1審第2事件原告らの負担とし、その余を1審被告A1, 1審被告A2, 1審被告B1, 1審被告C1及び1審被告Dの連帯負担とする。

5 この判決は、第1項(2)及び第2項(2)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

5 第1 控訴の趣旨

1 1審第1事件原告ら

(1) 原判決を次の通り変更する。

(2) 1審被告らは、1審原告甲1に対し、連帯して5085万7012円及びこれに対する平成24年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 1審被告らは、1審原告甲2に対し、連帯して5022万2747円及びこれに対する平成24年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 1審被告らは、1審原告甲3及び同1審原告甲4に対し、連帯してそれぞれ275万円及びこれらに対する平成24年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 訴訟費用は、第1, 2審とも、1審被告らの負担とする。

2 1審第2事件原告ら

(1) 原判決を次の通り変更する。

(2) 1審被告らは、1審原告乙1及び1審原告乙2に対し、連帯してそれぞれ5321万9647円及び内440万円に対する平成24年4月23日から、内4881万9647円に対する平成25年11月29日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 1審被告らは、1審原告乙5及び1審原告乙6に対し、連帯してそれぞれ220万円及びこれらに対する平成24年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (4) 1 審被告らは、1 審原告乙 3、1 審原告乙 4、1 審原告乙 7、1 審原告乙 8 に対し、連帯してそれぞれ 1 1 0 万円及びこれらに対する平成 2 4 年 4 月 2 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は、第 1、2 審とも、1 審被告らの負担とする。

5 3 1 審被告 C 1

- (1) 原判決中 1 審被告 C 1 敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分につき、1 審第 1 事件原告ら及び 1 審第 2 事件原告らの 1 審被告 C 1 に対する請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1、2 審とも、1 審第 1 事件原告ら及び 1 審第 2 事件原告
10 らの負担とする。

4 1 審被告 D

- (1) 原判決中 1 審被告 D 敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分につき、1 審第 1 事件原告ら及び 1 審第 2 事件原告らの 1 審被告
D に対する請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1、2 審とも、1 審第 1 事件原告ら及び 1 審第 2 事件原告
15 らの負担とする。

第 2 事案の概要

1 本件は、1 審被告 A 1（当時■■■■歳）が、平成 2 4 年 4 月 2 3 日午前 7 時 5
8 分頃、京都府亀岡市において、1 審被告 B 1（当時■■■■歳）所有名義の普通
20 乗用自動車（以下「本件自動車」という。）に、1 審被告 C 1（当時■■■■歳）
及び 1 審被告 D（当時■■■■歳）を同乗させて無免許運転中、集団登校をしてい
た小学生である甲 5（当時 8 歳）及び乙 9（当時 7 歳）らの列に本件自動車を
衝突させ、甲 5 及び乙 9 を死亡させるという事故（以下「本件事故」とい
う。）を惹起したことについて、①甲 5 の父母（相続人）及び弟に当たる 1 審
25 第 1 事件原告らが、1 審被告 A 1 に対して、民法 7 0 9 条又は自動車賠償責任
保険法（以下「自賠法」という。）3 条に基づき、1 審被告 B 1 に対して、民

法 7 1 9 条 2 項又は自賠法 3 条に基づき， 1 審被告 C 1 及び 1 審被告 D に対し
て， 民法 7 1 9 条 1 項前段， 同条 2 項又は自賠法 3 条に基づき， 1 審被告 A 1
の当時同居の父である 1 審被告 A 2， 1 審被告 C 1 の同居の父母である 1 審被
告 C 2 及び 1 審被告 C 3 並びに 1 審被告 D の同居の父母である 1 審被告 E らに
5 対して， 民法 7 0 9 条に基づき， 1 審被告 B 1 の同居の父母である 1 審被告 B
2 及び 1 審被告 B 3 に対して， 民法 7 0 9 条又は自賠法 3 条に基づき， 損害賠
償金（甲 5 の父である 1 審原告甲 1 につき 5 0 8 5 万 7 0 1 2 円（損害賠償金
5 3 1 5 万 3 9 6 2 円の内金）， 母である 1 審原告甲 2 につき 5 0 2 2 万 2 7
4 7 円（損害賠償金 5 2 7 6 万 2 2 1 0 円の内金）， いずれも弟である 1 審原
10 告甲 3 及び 1 審原告甲 4 につき各 2 7 5 万円）及びこれに対する不法行為の日
（本件事故の日）である平成 2 4 年 4 月 2 3 日から支払済みまで民法所定の年
5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた 1 審第 1 事件と， ②乙 9 の父
母（相続人）， 姉妹及び祖父母に当たる 1 審第 2 事件原告らが， 1 審被告らに
対し， それぞれ， 1 審第 1 事件原告らと同様の法的根拠に基づき， 損害賠償金
15 （乙 9 の父である 1 審原告乙 1 及び母である 1 審原告乙 2 につき各 5 3 2 1 万
9 6 4 7 円， 姉である 1 審原告乙 5 及び妹である 1 審原告乙 6 につき各 2 2 0
万円， 同居の祖父である 1 審原告乙 3， 同居の祖母である 1 審原告乙 4， 祖父
である 1 審原告乙 7， 祖母である 1 審原告乙 8 につき各 1 1 0 万円）並びに，
うち 1 審原告乙 1 及び 1 審原告乙 2 の損害賠償金の内 4 8 8 1 万 9 6 4 7 円に
20 ついては， これに対する最終既払の翌日である平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日から，
その余の損害賠償金については， それらに対する不法行為の日（本件事故の
日）である平成 2 4 年 4 月 2 3 日から支払済みまで， 民法所定の年 5 分の割合
による遅延損害金の連帯支払を求めた 1 審第 2 事件が併合された事案である。

2 原審は， ① 1 審第 1 事件について， 1 審原告甲 1 及び 1 審原告甲 2 の 1 審被
25 告 A 1， 1 審被告 A 2， 1 審被告 B 1， 1 審被告 C 1 及び 1 審被告 D に対する
請求のうち各 1 7 7 8 万 2 6 3 5 円及び内 4 1 0 万円に対する平成 2 4 年 4 月

23日から、内1368万2635円に対する平成25年6月14日から各支
払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、1審原
告甲3及び1審原告甲4の上記各1審被告に対する請求のうち各55万円及び
これに対する平成24年4月23日から各支払済みまで年5分の割合による遅
延損害金の連帯支払を求める限度で、それぞれ一部認容し、1審被告A1、1
5 審被告A2、1審被告B1、1審被告C1及び1審被告Dに対するその余の請
求並びにその余の1審被告らに対する請求をいずれも棄却し、②1審第2事件
について、1審原告乙1及び1審原告乙2の1審被告A1、1審被告A2、1
審被告B1、1審被告C1及び1審被告Dに対する請求のうち各1794万1
10 214円及び内360万円に対する平成24年4月23日から、内1434万
1214円に対する平成25年11月29日から各支払済みまで年5分の割合
による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、1審原告乙5及び1審原告乙6
の上記各1審被告に対する請求のうち各55万円及びこれに対する平成24年
4月23日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求
15 める限度で、1審原告乙3、1審原告乙4、1審原告乙7及び1審原告乙8の
上記各1審被告に対する請求のうち各27万5000円及びこれに対する平成
24年4月23日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支
払を求める限度で一部認容し、1審被告A1、1審被告A2、1審被告B1、
1審被告C1及び1審被告Dに対するその余の請求並びにその余の1審被告ら
20 に対する請求をいずれも棄却した。

3 1審第1事件原告ら及び1審第2事件原告ら並びに1審被告C1及び1審被
告Dが、それぞれの敗訴部分を不服として控訴した。

4 争いがない事実等、主たる争点、主たる争点に関する当事者の主張の要旨は、
次の5のとおり、原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2
25 の2ないし4（原判決5頁15行目から同28頁3行目まで）に記載のとおり
であるから、これを引用する。

5 原判決の補正

(1) 原判決17頁8行目の「【第1事件原告らの主張】」を「【1審第1事件原告ら及び1審第2事件原告らの主張】」に改める。

(2) 同19頁14行目の「【第2事件原告の主張】」を「【1審第2事件原告らの主張】」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原審と異なり、①1審第1事件原告らの請求のうち、1審原告甲1及び1審原告甲2の1審被告A1、1審被告A2、1審被告B1、1審被告C1及び1審被告Dに対する請求は、各1867万5478円及び内420万円に対する平成24年4月23日から、内1447万5478円に対する平成25年6月14日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、1審原告甲3及び1審原告甲4の上記各1審被告に対する請求は、各55万円及びこれに対する平成24年4月23日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度でそれぞれ理由があり、1審被告A1、1審被告A2、1審被告B1、1審被告C1及び1審被告Dに対するその余の請求並びにその余の1審被告らに対する請求は、いずれも理由がなく、②1審第2事件原告らの請求のうち、1審原告乙1及び1審原告乙2の1審被告A1、1審被告A2、1審被告B1、1審被告C1及び1審被告Dに対する請求は、各1885万2382円及び内370万円に対する平成24年4月23日から、内1515万2382円に対する平成25年6月14日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、1審原告乙5及び1審原告乙6の上記各1審被告に対する請求は、各55万円及びこれに対する平成24年4月23日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、1審原告乙3、1審原告乙4、1審原告乙7及び1審原告乙8の上記各1審被告に対する請求は、各27万5000円及びこれに対する平成24年4月23日から各支払済みまで年5分の

割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度でそれぞれ理由があり， 1 審被告 A 1， 1 審被告 A 2， 1 審被告 B 1， 1 審被告 C 1 及び 1 審被告 D に対するその余の請求並びにその余の 1 審被告らに対する請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は，次の 2 のとおり原判決を補正するほかは，原判決
5 「事実及び理由」欄の第 3 の 1 ないし 1 1（同 2 8 頁 5 行目から同 6 6 頁 1 2 行目まで）に記載のとおりであるから，これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決 4 3 頁 2 0 行目から 2 5 行目までを次のとおり改める。

「しかしながら，これを超えて，平成 2 4 年 4 月 2 2 日午前 8 時頃に 1 審被告 A 1 と別れた 1 審被告 B 1 において， 1 審被告 A 1 らが，その後も約 2 4
10 時間に亘って，十分な睡眠をとることもなく遊興に耽り，本件自動車の運転を長時間続けた上，本来，運転を中止して休息をとるべき状況になっても，これを怠り，その結果，居眠り運転によって本件事故を発生させる危険性までも，具体的に予見できたとまで認めることは困難というほかない。」

15 (2) 同 4 5 頁 6 行目の「認められることから，」の次に「仮に 1 審被告 C 1 に運転技術がなく，また 1 審被告 C 1 が交通手段として本件自動車以外に考えていなかったとしても，」を加える。

20 (3) 同頁 8 行目末尾に「この点に関して， 1 審第 1 事件原告ら及び 1 審第 2 事件原告らは， 1 審被告 C 1 が 1 審被告 A 1 の仮睡状態を作出させた旨主張するが，前記認定の事実からすれば， 1 審被告 C 1 が，本件事故について 1 審被告 A 1 と関連共同性を有する行為を行ったと評価するまでには足りず， 1 審第 1 事件原告ら及び 1 審第 2 事件原告らの上記主張内容は，結局のところ，次の民法 7 1 9 条 2 項に基づく幫助としての共同不法行為責任に関する主張に止まるものというべきである。」を加える。

25 (4) 同 4 3 頁 5 行目末尾に「（下記(2)のとおり 1 審被告 B 1 の責任が認められる以上，判断するまでもないが，念のため判断しておく。）」を加える。

(5) 同46頁2行目の「幫助に該当する。」を「幫助に該当し、同幫助行為は本件事故の発生を容易ならしめたという点で、本件事故との間に相当因果関係がある。」に改める。

5 (6) 同頁10行目の末尾に「(なお、上記(2)のとおり、1審被告C1の責任が認められる以上、さらに判断するまでもないが、念のため判断しておく。)」を加える。

(7) 同頁13行目の「被告C1が、」の次に「単なる同乗者の域を超え、本件自動車の運行を支配する立場すなわち」を加える。

10 (8) 同頁23行目の「認められることから、」の次に「仮に1審被告Dに運転技術がなく、また1審被告Dが交通手段として本件自動車以外に考えていなかったとしても、」を加える。

(9) 同頁25行目末尾に「この点に関して、1審第1事件原告ら及び1審第2事件原告らは、1審被告Dが1審被告A1の仮睡状態を作出させた旨主張するが、1審被告C1の民法719条1項前段に基づく共同不法行為責任において説示したのと同様であって、その主張内容は、次の民法719条2項に基づく共同不法行為責任に関する主張に止まるというべきである。」を加える。

20 (10) 同47頁17行目の「幫助に該当する。」を「幫助に該当し、同幫助行為は本件事故の発生を容易ならしめたという点で、本件事故との間に相当因果関係がある。」に改める。

(11) 同48頁3行目の末尾に「(なお、上記(2)のとおり、1審被告Dの責任が認められる以上、さらに判断するまでもないが、念のため判断しておく。)」を加える。

25 (12) 同48頁6行目の「被告Dが、」の次に「単なる同乗者の域を超え、本件自動車の運行を支配する立場すなわち」を加える。

(13) 同51頁5行目末尾を改行の上、次を加える。

「この点に関する1審第1事件原告ら及び1審第2事件原告らの主張は、本
件事故に関して1審被告C1が1審被告A1に対して行った前記認定の幫助
行為についての1審被告C2及び1審被告C3の具体的予見可能性を基礎付
ける事実としては余りにも関連性が乏しいものと言わざるを得ず、これらの
主張事実をもって上記具体的予見可能性を認めるのは困難と言うほかない。」

5 (14) 同51頁19行目末尾を改行の上、次を加える。

「この点に関する1審第1事件原告ら及び1審第2事件原告らの主張は、本
件事故に関して1審被告Dが1審被告A1に対して行った前記認定の幫助行
為についての1審被告E1及び1審被告E2の具体的予見可能性を基礎付け
る事実としては余りにも関連性が乏しいものと言わざるを得ず、これらの主
張事実をもって上記具体的予見可能性を認めるのは困難と言うほかない。」

10 (15) 同56頁1行目の「150万0000円」を「300万0000円」に、
同頁5行目の「このうち150万円について、」を「本件が集団登校中の児
童の列へ自動車が暴走したという事案として世間の耳目を集め、大きく報道
されていたという事案であることからすれば、小学校の児童・父兄を始め多
数の弔問者が葬儀に参列したことは想像に難くなく、葬儀が大規模となった
15 こともやむを得ないものとして本件事故と相当因果関係があると認められ、
これらの事情に加え本件に顕れたその他一切の事情を考慮すれば、上記のう
ち300万円をもって、」にそれぞれ改める。

20 (16) 同57頁19行目の「5428万1759円」を「5578万1759円」
に、同頁23・24行目の「2736万5271円」を「2895万095
6円」に、それぞれ改める。

(17) 同頁25行目から同58頁2行目までを、次のとおり改める。

「5578万1759円×0.05×(1年+52日/365日) = 31
8万6437円

5578万1759円 - (3001万7240円 - 318万6437円)

＝2895万0956円」

(18) 同58頁4行目及び6行目の「1368万2635円」をそれぞれ「1447万5478円」に改める。

5 (19) 同頁23行目の「160万0000円」を「170万0000円」に改める。

(20) 同頁24行目の「1618万2635円」を「1697万5478円」に改める。

(21) 同頁26行目の「160万円」を「170万円」に、同59頁1行目の「1778万2535円」を「1867万5478円」にそれぞれ改める。

10 (22) 同59頁3行目及び5行目の「1368万2636円」を「1447万5478円」にそれぞれ改める。

(23) 同頁10行目の「160万0000円」を「170万円」に、同頁11行目の「1618万2635円」を「1697万5478円」に、同頁13行目の「160万円」を「170万円」に、同頁14行目の「1778万2535円」を「1867万5478円」にそれぞれ改める。

15 (24) 同62頁15行目の「150万0000円」を「300万円」に、同頁20行目の「このうち150万円について、」を「本件が集団登校中の児童の列へ自動車が暴走したという事案として世間の耳目を集め、大きく報道されていたという事案であることからすれば、小学校の児童・父兄を始め多数の弔問者が葬儀に参列したことは想像に難くなく、葬儀が大規模となったこともやむを得ないものとして本件事故と相当因果関係があると認められ、これらの事情に加え本件に顕れたその他一切の事情を考慮すれば、上記のうち300万円をもって、」にそれぞれ改める。

20 (25) 同64頁5行目の「5396万0720円」を「5546万0720円」に改める。

25 (26) 同頁13行目の「2868万2428円」を「3030万4764円」に

改める。

(27) 同頁14行目から23行目までを、次のとおり改める。

「① 5546万0720円－184万5695円＝5361万5025円

② 5361万5025円×0.05×225日／366日＝164万8002円

5361万5025円－(290万円－164万8002円)＝5236万3027円

③ 5236万3027円×0.05×(28日／366日＋332日／365日)＝258万1737円

5236万3027円－(2464万円－258万1737円)＝3030万4764円

(28) 同64頁25行目及び同65頁1・2行目の「1434万1214円」をそれぞれ「1515万2382円」に改める。

(29) 同65頁13行目の「160万0000円」を「170万0000円」に、
同頁14行目の「1634万1214円」を「1715万2382円」に、
同頁16行目の「160万円」を「170万円」に、同頁17行目の「1794万1214円」を「1885万2382円」にそれぞれ改める。

3 以上のとおり、①1審第1事件原告らの請求は、1審原告甲1及び1審原告甲2が1審被告A1、1審被告A2、1審被告B1、1審被告C1及び1審被告Dに対し、それぞれ1867万5478円及び内420万円に対する平成24年4月23日から、内1447万5478円に対する平成25年6月14日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、1審原告甲3及び1審原告甲4が上記各1審被告に対し、各55万円及びこれに対する平成24年4月23日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから認容し、1審被告A1、1審被告A2、1審被告B1、1審被告C1及び1審被告Dに対するその余の請求並

びにその余の1審被告らに対する請求は、いずれも理由がないから棄却し、②
1審第2事件原告らの請求は、1審原告乙1及び1審原告乙2が1審被告A1、
1審被告A2、1審被告B1、1審被告C1及び1審被告Dに対し、それぞれ
1885万2382円及び内370万円に対する平成24年4月23日から、
5 内1515万2382円に対する平成25年11月29日から各支払済みまで
年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、1審原告乙5及び
1審原告乙6が上記各1審被告に対し、各55万円及びこれに対する平成24
年4月23日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を
求める限度で、1審原告乙3、1審原告乙4、1審原告乙7及び1審原告乙8
10 が、上記各1審被告に対し、各27万5000円及びこれに対する平成24年
4月23日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求
める限度で理由があるから認容し、1審被告A1、1審被告A2、1審被告B
1、1審被告C1及び1審被告Dに対するその余の請求並びにその余の1審被
告らに対する請求はいずれも理由がないから棄却するのが相当であり、これと
15 一部結論を異にする原判決は相当ではない。

よって、1審原告甲1、1審原告甲2、1審原告乙1及び1審原告乙2の各
控訴は一部理由があるから、原判決主文1、3及び6項の上記1審原告らに係
る部分を本判決主文1の(2)、(3)及び2の(2)、(3)のとおり変更し、その余の1審
第1事件原告ら及び1審第2事件原告らの本件各控訴並びに1審被告C1及び
20 1審被告Dの本件各控訴は、いずれも理由がないからそれぞれ棄却し、主文の
とおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 稲 葉 重 子

裁判官 黒 田 豊

裁判官 安 部 朋 美

5